

【別添】工事の種類

工事等の種類は、建設工事、車両等関係業務、調査・設計・測量業務の3種類を指します。詳細は下記の通り。

(1)建設工事

申請するためには、建設業法(昭和24年法律第100号)上の業種のいずれか一業種以上の許可を受けていることが必要です。

番号	工事種別	コード	主な工事内容	建設業法上の業種	担当部
1	土木工事	A01	(1)土木工作物の建設、維持・補修、特殊コンクリート構造物の築造等に関する工事 (2)防水を行う工事 (3)モルタル、薬液等の注入を行う工事 (4)道路面の維持・補修・復旧等に関する工事 (5)土木工作物の解体を行う工事	土木一式工事(土) とび・土工・コンクリート工事(と) 防水工事(防) ほ装工事(ほ) 解体工事(解)	工務部工務企画課 改良建設部改良建設企画課
2	建築工事	A02	(1)建築物の建設等に関する工事 (2)建築物等の内装・外装及び看板に関する工事 (3)整地、樹木の植栽等により庭園、緑地等の苑地を築造する工事	建築一式工事(建) 石工事(石) タイル・れんが・ブロック工事(タ) 板金工事(板) ガラス工事(ガ) 内装仕上工事(内) 建具工事(具) 電気工事(電) 造園工事(園)	工務部工務企画課
3	軌道工事	A03	軌道の建設等に関する工事	土木一式工事(土) とび・土工・コンクリート工事(と) 機械器具設置工事(機) 鋼構造物工事(鋼) 解体工事(解)	
4	塗装工事	A04	塗装、塗材等を建築物、工作物に吹き付け、又は塗り付ける工事	塗装工事(塗)	
5	管(給排水・消防施設・衛生施設)工事	A07	(1)給排水、衛生等のための施設を設置し、又は金属製の管を使用して水、油等を送配するための施設を設置する工事 (2)自動火災報知設備を設置する工事 (3)し尿処理施設及び貯水槽等の設置等に関する工事	管工事(管) 消防施設工事(消) 清掃施設工事(清)	
6	電気設備工事	A08	発電設備、送配電線設備、電灯動力設備、照明設備等の工作物を建設し、又は設置する工事	電気工事(電)	電気部電気企画課
7	電気通信設備工事	A09	電気通信設備、駅務機器(自動改札装置、自動旅客案内装置等)等の工作物を建設し、又は設置する工事	電気通信工事(通)	
8	機械設備工事	A10	換気空調、給排水等のための設備を設置し、又は金属製の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事並びにホームドア等の工作物を建設し、又は設置する工事	管工事(管) 機械器具設置工事(機)	
9	鋼構造物工事	A13	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鋼構造物工事(鋼)	工務部工務企画課
10	電車線設備工事	A15	電車線設備(第三軌条、カテナリー電車線、剛体電車線)、き電線設備等の工作物を建設し、又は設置する工事	電気工事(電)	電気部電気企画課
11	鉄道信号設備工事	A16	信号機、連動装置、ATC装置、転てつ装置、運行管理設備等の工作物を建設し、又は設置する工事	電気工事(電) 電気通信工事(通)	
12	昇降機設備工事	A17	エレベータ、エスカレータ等の工作物を建設し、又は設置する工事	機械器具設置工事(機)	

(2)車両等関係業務

番号	工事種別	コード	主な業務内容	担当部
13	車両関係業務	A18	車体、車両機械等を改良又は修理する業務(これに付随する業務)	車両部車両企画課
14	車両保守機械関係業務	A19	車両用保守機械等を設置、改良又は修理する業務(これに付随する業務)	

(3)調査・設計・測量業務

申請するためには、対応する右欄の営業に関し必要とする資格のいずれかの登録を受けていることが必要です。

番号	業務種別	コード	主な業務内容	営業に関し必要とする資格	担当部
15	測量	A20	測量等を行う業務	測量業者登録(測量法(昭和24年法律第188号)第55条の5に基づく登録)	工務部工務企画課 改良建設部改良建設企画課
16	土木関係建設コンサルタント	A21	土木工作物の建設等の調査・設計を行う業務	建設コンサルタント登録(建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)に基づく登録)	工務部工務企画課 改良建設部改良建設企画課
17	建築関係建設コンサルタント	A22	建築物の建設等の調査・設計を行う業務	建築士事務所登録(建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の3に基づく登録)	工務部工務企画課
18	地質調査	A23	地質調査を行う業務	地質調査業登録(地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)に基づく登録)	工務部工務企画課 改良建設部改良建設企画課
19	電気設備関係建設コンサルタント	A24	電気設備及び電気通信設備に係る調査、設計等を行う業務	建設コンサルタント登録又は建築士事務所登録	電気部電気企画課
20	電車線・鉄道信号設備関係建設コンサルタント	A25	(1)電車線設備に係る調査、設計等を行う業務 (2)鉄道信号設備に係る調査、設計等を行う業務	建設コンサルタント登録 建築士事務所登録	
21	機械設備関係建設コンサルタント	A27	機械設備及び昇降機設備に係る調査、設計等を行う業務	建設コンサルタント登録 建築士事務所登録	
22	軌道関係建設コンサルタント	A28	(1)軌道の建設等の調査・設計を行う業務 (2)分岐器、軌道構造及び線形に係る調査、設計等を行う業務	(1)についてのみ、建設コンサルタント登録	工務部工務企画課